

2024年7月1日

吸収合併に係る事後開示書類
(会社法第801条第1項、会社法施行規則第200条に定める事後備置書類)

(甲) 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
大日本印刷株式会社
代表取締役社長 北島 義斉



(乙) 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
DNP住空間マテリアル販売株式会社
代表取締役社長 河合 秀哉



大日本印刷株式会社(以下「甲」という。)及びDNP住空間マテリアル販売株式会社(以下「乙」という。)は、甲乙間の2024年3月8日付合併契約書(以下「吸収合併契約書」という。別添)に基づき、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、甲は乙の権利義務の全部を承継する吸収合併(以下「本合併」という。)を実施いたしましたので、以下のとおり吸収合併に関する事項として法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収合併が効力を生じた日
2024年7月1日
2. 乙における会社法第784条の2、第785条、第787条並びに第789条の規定による手続の経過
 - (1) 株主の差止請求
乙においては、会社法第784条の2の規定による吸収合併の差止請求をした株主はいませんでした。
 - (2) 反対株主の買取請求
乙においては、会社法第784条第1項の規定に基づき株主総会の承認を経ずに吸収合併(略式合併)を行ったので、同法第785条第1項第2号の規定により、同法第785条第1項の株式買取請求権は発生しませんでした。
 - (3) 新株予約権の買取請求等
乙は、新株予約権を発行しておらず、会社法第787条の規定に基づく新株予約権買取請求の手続は行っておりません。
 - (4) 債権者の異議
乙は、会社法第789条第2項の規定に基づき、乙の債権者に対し、2024年5月21日付官報へ合併公告を掲載するとともに、2024年5月14日付で知れたる債権者へ個別の催告を行いました。異議申述期限までに異議申述をした債権者はありませんでした。

3. 甲における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 株主の差止請求

甲においては、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき株主総会の承認を経ずに吸収合併（簡易合併）を行ったので、同法第 796 条の 2 ただし書きの規定により、差止請求権は発生しませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

甲においては、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき株主総会の承認を経ずに吸収合併（簡易合併）を行ったので、同法第 797 条第 1 項ただし書きの規定により、同項の株式買取請求権は発生しませんでした。

(3) 債権者の異議

甲は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、甲の債権者に対し、2024 年 5 月 21 日付官報へ合併公告を掲載するとともに、2024 年 5 月 21 日付電子公告をいたしました。異議申述期限までに異議申述をした債権者はありませんでした。

4. 甲が乙から承継した重要な権利義務に関する事項

甲は、2024 年 7 月 1 日をもって、吸収合併契約書に基づき、乙の資産、負債その他の権利義務及び契約上の地位を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により乙が備え置いた書面

別添②のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更登記をした日

2024 年 7 月 8 日（予定）

7. 吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上



(別添)

合併契約書

大日本印刷株式会社（以下「甲」という。）とDNP住空間マテリアル販売株式会社（以下「乙」という。）は、両者の合併に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

1. 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲は乙の権利義務の全部を承継する。
2. 本合併にかかる当事者の商号及び住所は、次のとおりである。
 - （1）吸収合併存続会社
商号：大日本印刷株式会社
住所：東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
 - （2）吸収合併消滅会社
商号：DNP住空間マテリアル販売株式会社
住所：東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号

第2条（交付する株式等）

乙が甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際し、乙の株主に対し株式の割当交付を行わず、また、合併交付金その他一切の合併対価（金銭等）を交付しないものとする。

第3条（資本金及び資本準備金）

本合併により甲の資本金及び資本準備金の額は、増加しないものとする。

第4条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年7月1日とする。但し、手続の進行に応じ必要あるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第5条（会社財産の承継）

1. 乙は、直近の貸借対照表、試算表その他の計算書類等を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に対し引き継ぐものとする。
2. 乙は、本契約締結日以降、効力発生日前日に至るまでの間に生じた資産、負債等の変動については、別途、計算書を添付の上、甲に対し変動内容を明示する。

第6条（会社財産の管理）

本契約締結の日から効力発生日まで、乙は、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理をし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす事項を行お

うとするときは、予め甲乙協議の上、これを実行するものとする。

第7条（簡易合併及び略式合併）

本契約の承認は、甲においては会社法第796条第2項に基づき、会社法第795条第1項に定める甲の株主総会の承認を得ることなく、また、乙においては会社法第784条第1項に基づき、会社法第783条第1項に定める乙の株主総会の承認を得ることなく行う。

第8条（従業員の承継）

甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として引き継ぐものとし、その処遇については、甲乙協議の上、定めるものとする。

第9条（合併契約書の変更等）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他不可抗力により甲又は乙の資産状態、経営状態等に重大な変動が生じた場合又は重大な瑕疵が発見されたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（失効）

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認を得られないときは、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定めるほか、本合併に必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

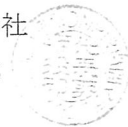
本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙がその写しをそれぞれ保有する。

2024年3月8日

東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
(甲) 大日本印刷株式会社
代表取締役社長 北 島 義 斉



東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
(乙) DNP住空間マテリアル販売株式会社
代表取締役社長 河 合 秀 哉



合併に係る事前開示書類

当社は、大日本印刷株式会社(以下「吸収合併存続会社」といいます。))との間で吸収合併(以下「本合併」といいます。))を行うに際し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

記

1. 吸収合併契約の内容(会社法第 782 条第 1 項第 1 号)
別添のとおり、2024 年 3 月 8 日付で、合併契約書を締結いたしました。
2. 合併対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号、第 3 項)
吸収合併存続会社は、本合併に際しては株式の発行及び金銭等の交付は行いません。
3. 合併対価について参考となるべき事項(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号)
該当事項はありません。
4. 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号)
吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。
5. 本合併が効力を生ずる日以降における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号)
2023 年 3 月 31 日現在の吸収合併存続会社及び当社の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は下表のとおりです。

(百万円)

区分	会社名	資産の額	負債の額	純資産の額
吸収合併存続会社	大日本印刷株式会社	1,339,813	678,159	661,653
吸収合併消滅会社	当社	10,039	6,128	3,910

いずれの会社についても、資産内容上短期支払能力に問題はなく、本合併の効力発生日以降において資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておりません。

よって、本合併により、吸収合併存続会社の負担すべき債務について、履行の見込みがあると思料いたします。

2024年5月17日

東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
DNP住空間マテリアル販売株式会社
代表取締役社長 河合 秀哉

